

都市計画法第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第36条第3項の規定により公告します。

令和3年9月1日

京都市長 門川 大作

1 許可年月日及び許可番号

令和3年2月19日 第4833号

令和3年7月9日 変第2078号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

京都市中京区姉小路通堀川東入鍛冶町156番、159番1（一部）、159番2、
161番（一部）及び201番（一部）

3 許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市北区芝田一丁目1番4号阪急ターミナルビル内

阪急阪神不動産株式会社 代表取締役 諸富 隆一

(都市計画局都市景観部開発指導課)